

第一九六回通常国会 参議院本会議（二〇一八年六月二十九日）

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」についての反対討論

立憲民主党・民友会 相原 久美子

立憲民主党・民友会の相原久美子です。

私は会派を代表し、ただいま議題となりました「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」に対し反対の立場から討論を行います。

討論に入る前に、国民の負託を受けた立法府の一員としてこの間の森友問題、加計問題、自衛隊の日報問題に関わる政府の姿勢について指摘せざるを得ません。

森友学園に関わる国有地売却問題では国民の財産が忖度と言われる不当な値引きで売却され、あまつさえ、その事実を隠蔽するため、財務省の行政文書改ざん。国家戦略特区における獣医学部新設は、総理のお友達ありきだったのではないか。これらの問題に対する指摘等に一年以上にわたり関係者が国会で記憶がない、記録がないなど虚偽答弁を繰り返してきたと思える事実が明らかになりました。

多くの国民の皆さんが、これら疑念・疑惑に対する政府の対応に不信の念を持っており、説明責任が一向に果たされていないことは世論調査で明々白々です。国民の皆さんへ真相を明らかにすることが、三権分立の立法府の一員として求められています。これ以上の見苦しい言い訳に終止符を打ち、行政、政治への信頼を取り戻す姿勢が求められている事に党派を超えて協力していくべきである事を申し上げます。

さて、本題に入らせていただきます。反対の理由の一番は、政府

の説明不足です。そもそも安倍総理がTPP12協定の交渉参加を表明した際の二〇一三年に、衆参両院の農林水産委員会において「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」との決議を行いました。確かに、一昨年のTPP12では衆参両院に特別委員会を立ち上げ協定案とあわせ関連法案に計百三十時間以上の審議が行われましたが、その際にも衆議院における附帯決議において、「TPP協定内容及び効果について広く国民の理解を得て、その不安を払しょくするため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧な説明に努めること」との国会の意思が示されていました。

政府は、「影響があるのは事実だが、総じて国民にとってプラスとなる」「攻めるべきは攻め、そして守るべきは守ることができた」と繰り返しますが、何が影響して何がプラスとなるのか、守られたもの、守られなかったものはなんなのか、そこがいつまでたっても釈然としないから不安や懸念が払拭されないのです。「国会審議や説明会等で丁寧に説明を行ってきた」とも繰り返す述べられますが、説明を受けた相手から、「丁寧に説明していただいたので理解できた」といわれるのが「丁寧な説明」と言えるのではないのでしょうか。

懸念事項は山積しています。ISDS条項による国家の主権侵害に対する懸念、食の安全や医療等に影響が出て私たちの暮らしや健康を損なわないのか。そして今後行われていくアメリカとの貿易交渉はどうなっていくのか。アメリカのTPP不参加が確定的となった場合のために、政府は協定に見直し規定を設定していると説明されていますが、総理の言うところの「参加国のさまざまな利害関係を綿密に調整してつくり上げた『ガラス細工』のような協定」を

見直す保障がとれているのか、結局最後までわからずじまいでした。かつてない大幅な市場開放を迫られる農林水産業への影響は、政府の試算が果たして正しいのか、多くの審議時間が割かれましたが、質疑者も含め関係者は皆さん理解できないと言います。そもそも、一番大きな影響が出ると思われる農林水産物の生産額への影響について、国内対策を打った後の試算を出していますが、TPP発効によって影響額がこれくらいになるので、それに対応する国内政策をというのが本来であり、政府の影響評価では我が国に与える影響額が不明瞭です。これでは、農家の方々の懸念は払拭されるよりむしろ膨らむばかりです。様々な政策によってようやく上向きになってきた食料自給率や木材自給率が打撃を受けても、「必要ならば輸入すればよい」とおっしゃるのででしょうか。

農林水産分野における人手不足に拍車がかかれば、山里荒れ、農地が荒れ、水源が荒れる。結果として、総理のお好きな「美しい日本」の衰退につながるばかりかこの国で暮らす国民に大きな影響を与えます。総理はTPPを「まさに国家百年の計」といわれますが、百年後のこの国を何方が保障されるのでしょうか。

このTPP11は、一体全体、誰のための、何のためのルールなのでしょう。多国籍企業や投資家のみを利することになってしまっているのではないのでしょうか。「TPPはわたしたちにチャンスをもたせらします」「意欲あふれる地方の皆さん、若者の皆さんには、是非TPPという世界の舞台でこのチャンスを最大限いかしてほしい」と説明されますが、全員が全員、世界の舞台に立ちたいわけでもありません。生活を維持するために、この仕事が好きだからと言われる人もいます。また、すべての人が勝ち組になることもありません。得ない話です。努力した結果、チャンスを勝ち取ることを否定する

ものではまったくありません。しかし、政治は、すべての人々に「居場所」と「出番」のある社会と国民の安心生活を保証するのが役割です。

また、TPP協定においては、第十九章に「労働」項目を置き、一九九八年にILOで採択された「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」について、規定されています。政府はTPP協定に労働規定を置く効果として、「これらの規定により各締約国で労働者の権利保護が進めば、公正・公平な競争条件の確保につながり、ひいては、我が国企業の相対的な競争力強化につながることを期待」され、「TPP協定締約国における労働環境水準の向上」を図ると説明しています。

しかし、ILOが締結を求めている八本の条約の内、日本は、「強制労働の廃止に関する条約（一〇五号条約）」、「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（一一一号条約）」が未批准のままです。その理由として厚生労働省は、協定ではILO条約の「批准を義務付けていない」、「条約の義務を締約国に具体的に課すものでもない」と答弁しています。政府が繰り返し宣伝するように、日本が「TPP P11協定を率先して実施する必要がある」のであれば、他国の労働に関する規律となるべく、率先して未批准のILO条約を批准し、国内法の整備を図るべきです。参議院は熟議の院と言われてきました。十分な議論をし、不安を抱える皆さんに納得のいく結果を出す事が私たちの仕事です。

TPP P11協定によるメリット、デメリットそして、対応策について今一度「丁寧」に政府から説明をいただき、「これなら大丈夫」「自分たちの暮らしもよくなる」「生産力アップのチャンスとなる」といった理解を得た上で、改めて発効手続きのための関連法案の成立を

図ること、それこそが国益につながると、申し上げて私の反対討論とさせていただきます。

以上